

## 4 水・大気環境の保全

### 【目標】

水環境及び大気環境は、生活環境の基盤として、常に良好な状況に保たれていることが求められます。

水環境については、河川・湖沼・地下水の水質の常時監視を実施し、状況の把握に努めるとともに、非特定汚染源\*を中心とした汚染源対策を進め、水質の向上を図り、多地点での環境基準達成を目指します。また、水資源やこれを涵養する水源林の保全を図るため、市町村との連携の下、水資源を保全するための新たな制度を構築し、将来の世代にわたって水の恵みを等しく享受できる体制づくりを進めます。

大気環境については、大気の常時監視を実施し、汚染状況を正確に把握するとともに、発生源への監視・指導により、清浄な大気環境の維持を図ります。また、騒音・振動・悪臭を防止するため、環境基準の類型指定や規制基準等の地域指定を行うほか、騒音などの調査を実施し、良好な生活環境を保全します。さらに、ダイオキシン類などの有害化学物質の状況についても監視を続け、状況の把握と県民への迅速な情報提供に努めます。

### (1) 水資源の保全と適正な利活用

重点施策

#### ア 水資源の保全 [推進主体：県、市町村、関係団体]

- 水源地域における土地取引の把握
  - ・ 重要な水源地域における土地の取引等の事前届出制度を創設し、保全が必要な水源地域における土地の取引などを事前に把握することができるようにします。また、保全が必要な水源地域の土地所有者等に対して、水資源の保全が懸念されるような行為を行わないよう必要な助言などを行います。
- 市町村や関係団体との連携強化
  - ・ 市町村や関係団体と連携し、地域の状況に応じた水資源の保全策を共に検討し、推進します。
  - ・ 地下水の利用に関しては、地下水益\*単位で同一の対策を講じることができるよう、市町村の支援に努めます。
  - ・ 県全体の地下水の賦存量など、水資源の基礎データを収集・把握するように努めます。
- 水の利活用
  - ・ 水資源が保全され、豊富な水量が確保されていることを前提として、小水力発電や地下水を活用した産業の創出など、水資源の有効活用を推進します。

**イ 水源林の保全** [推進主体：県、市町村、事業者、関係団体]

- 保安林\*指定又は公有林化等
  - ・ 水道水源地の状況に応じて、国や県による保安林指定、市町村による水源地の購入、市町村と森林所有者間の契約・協定など、公的管理を推進します。
- 森林の水源涵養機能<sup>かん</sup>の向上
  - ・ 間伐を中心とした森林整備を積極的に進めるとともに、計画的に伐採・再造林\*を行い、森林の年齢構成の平準化を進めます。
- 水源林保全に関する啓発、森林所有者への指導・情報提供
  - ・ 県植樹祭・広報誌・ホームページ・シンポジウムなどにより啓発を進めます。
  - ・ 新たな森林所有者に対して、森林保全の観点から、取得目的に応じた指導・情報提供に努めます。

**(2) 安心安全な水の保全****ア 水質の保全** [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 水質監視
  - ・ 主要な河川及び湖沼について、毎年度、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定め、国、水質汚濁防止法の政令市である長野市及び松本市並びに独立行政法人水資源機構とともに、水質常時監視を行います。
  - ・ 県内の地下水の状況を把握するため、測定計画を定め、長野市及び松本市とともに水質常時監視を行います。
  - ・ ゴルフ場、最終処分場などが設置されている上流域では、ゴルフ場使用農薬の暫定指針に追加された項目も考慮しながら、農薬・金属化合物・有機塩素化合物\*について水質測定を実施します。
  - ・ 水質汚濁事故発生時には、関係地域にある水道事業者へ連絡するとともに、消防・市町村など関係機関と連携して、被害拡大の防止に努めます。
- 発生源対策
  - ・ 河川や湖沼の水質の悪化の要因である生活排水・事業場排水・家畜排水などの特定汚染源と、汚染物質の負荷排出ポイントが特定しにくい市街地・農地・森林などの非特定汚染源の対策を推進します。
  - ・ 有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法の規制対象事業場に立入検査を実施し、構造基準及び点検義務の遵守状況を確認します。また、地下水の常時監視などで汚染が判明した場合には、井戸所有者に飲用指導を行うほか、周辺地区の地下水調査を実施し、住民への周知、汚染原因の究明など必要な対策を実施します。

**イ 生活排水対策** [推進主体：県、市町村]

- 生活排水施設の早期の整備完了
  - ・ 平成27年度までの重点整備により未整備地域の早期解消を図ります。また、下水道接続による水洗化を促進します。
- 既存施設の安定した経営の促進
  - ・ 生活排水に係るコストやエネルギーの削減を推進するとともに、施設や処理区の統合などによる合理化を進め、既存施設の効果的な運用を進めます。
- 生活排水から生じる汚泥等の有効活用
  - ・ 生活排水から発生する汚泥について、セメントの原料や堆肥化など、利活用が可能なものについては積極的な活用を推進します。

**(3) 快適な水環境の保全****ア 水辺地、水辺空間の保全** [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 親水性に優れた水辺づくり
  - ・ 治水安全度の向上を目的とする河川改修では、河畔林の保全や陸域・河岸・水際の連続性と環境上の機能確保に配慮し、河川が本来有している生物の生育などの環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり\*」を推進します。
  - ・ 水辺空間が果たす役割について県民の理解を深めるように努めるとともに、維持管理活動・景観保全活動・特定外来生物対策活動などを河川愛護団体・地域住民・施設管理者等と連携して実施します。

**イ 水環境とのふれあいの推進** [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

- 学習機会の充実
  - ・ せせらぎサイエンス\*やこどもエコクラブによる自然観察会など、水環境とふれあう機会の支援をします。

**(4) 大気環境等の保全****ア 大気環境の保全** [推進主体：県]

- 大気環境の常時監視
  - ・ 県内各地の市街地や交通量の多い道路周辺などにおいて、大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質等の常時監視を行います。

### ○ 発生源に対する監視・指導

- ・ ばい煙\*発生施設や一般粉じん\*発生施設など、大気汚染物質の発生源に対し立入検査を実施し、状況に応じて改善措置等の指導を行います。

## イ アスベスト対策 [推進主体：県]

### ○ 発生源対策

- ・ 特定粉じん排出等作業を行う事業者への立入検査を行い、飛散防止の徹底を図るための指導を行います。
- ・ アスベスト\*取扱い事業に対する監視を行うとともに、必要に応じて事業場周辺の環境モニタリング調査を行い、適正処理の徹底と安全の確保を図ります。

### ○ 環境モニタリング調査

- ・ 一般環境及び道路周辺での環境モニタリング調査を計画的に実施します。

## ウ 騒音・振動・悪臭の防止 [推進主体：県、市町村、事業者]

### ○ 騒音・振動・悪臭の防止

- ・ 騒音・振動・悪臭に関して市町村などの実情に応じて環境基準の類型指定や規制地域の指定を行い、生活環境の保全を図ります。
- ・ 道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努めます。
- ・ 市町村職員を対象とした講習会を開催するなど、騒音・振動・悪臭の環境保全対策について、市町村への技術的支援を行います。

## (5) 化学物質対策

### ア ダイオキシン類対策 [推進主体：県、市町村、県民、事業者、関係団体]

#### ○ ダイオキシン類対策

- ・ 大気・水質・土壌環境中のダイオキシン類濃度の調査を実施し、汚染状況の把握に努めます。
- ・ 廃棄物焼却施設など発生源に対する監視を行うとともに、基準値を超過しないよう指導します。

#### ○ 環境モニタリング調査

- ・ 廃棄物焼却施設など発生源に対する監視を行うとともに、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく環境基準を超過しないよう指導します。

**イ 化学物質対策** [推進主体：県、市町村、事業者、関係団体]

- 化学物質の管理及び情報提供
  - ・ P R T R\*の円滑な運用により、化学物質の環境への排出量を把握し、その結果を公表するとともに、事業者の自主的な管理の改善を促進します。
- 化学物質の調査・研究
  - ・ 未規制化学物質の分析法開発に取り組むとともに、化学物質の環境中における残留調査を行い、環境汚染の実態を把握します。

**(6) 放射能対策****ア 空間放射線量の把握** [推進主体：県]

- モニタリングポスト\*等による常時監視
  - ・ 県の合同庁舎（飯山・松本・大町・諏訪・飯田）、県環境保全研究所、軽井沢町役場に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量の常時監視を行い、県内各地の状況を把握します。
  - ・ モニタリングポストが設置されていない合同庁舎（中野・上田・佐久・伊那・木曾）では、簡易測定器（NaIシンチレーション式サーベイメータ\*）により、定期的な測定を実施します。

**イ 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る対応** [推進主体：県、市町村]

- 放射性物質の検査
  - ・ 水道水の定期的な検査を実施します。検査の結果、国が定める基準を超えるものについては、汚染水源の使用禁止、汚染水飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限など必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請し、結果を公表します。
  - ・ 県内産の農林畜産物や県内に流通する県外産食品の検査を実施します。また、市町村などから測定値の高い品目に関する情報提供があった場合は、県環境保全研究所で詳細な検査を実施します。検査の結果、国が定める基準を超えるものについては、採取や出荷の制限など必要な措置をとり、結果を公表します。
  - ・ 放射線の影響を受けやすいといわれる子どもの安全性の確保を図る点から、学校給食の検査を実施します。検査結果は速やかに給食実施主体である市町村に報告するとともに、県民に公表します。
  - ・ 上下水道施設の汚泥等や廃棄物焼却施設の焼却灰などの検査を実施します。検査の結果、国が定める基準を超えるものについては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による

環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」に基づく措置をとるとともに、施設の敷地境界の空間放射線量を測定するなど、周辺環境の安全確認を行い、結果を公表します。

- ・ 上記のほか、降水物や農業用土壌など様々な検査を実施します。
- ・ 大気汚染防止法や水質汚濁防止法などでは、現在、放射性物質による汚染を適用除外としていますが、改正の動きがあることから、国の動向を把握し、適切な対応をとります。

## 微小粒子状物質（PM2.5）について

大気中には大きさや種類が異なる様々な粒子が浮遊していますが、このうち粒径が $2.5\ \mu\text{m}$ 以下の粒子を微小粒子状物質（PM2.5）と呼びます。PM2.5は粒径が小さく、肺の奥深くまで入りやすいことから、健康影響が懸念されており、平成21年9月に環境基準が設定されました。

平成25年2月現在、長野県内では12地点（右図参照）でPM2.5を常時監視していますが、平成22・23年度の観測結果では、特に高濃度の状況は見られず、全ての地点で環境基準を達成しています。詳細な測定結果は、県ホームページ「長野県の大気の状態」でご覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/mizutaiki/taiki/joukan/mokuzi.htm>

PM2.5常時監視地点図



<達成目標>

目標名	基準値 (H23年度)	目標値 (H29年度)
水道水源地における保全が必要な水源林の公的管理	—	100%
保全が必要な水源の水資源保全地域の指定	—	100%
河川環境基準達成率	98.6%	98.6%
湖沼環境基準達成率	53.3%	60.0%
地下水環境基準達成率	94.0%	95.0%
汚水処理人口普及率	95.9%	98.1%以上
自動車騒音環境基準達成率	91.6%	93.0%
大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）	100%	100%
昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率（時間）	95.8%	96.0%
有害大気汚染物質環境基準達成率	100%	100%
水質のダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%
大気ダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%
土壌・底質のダイオキシン類環境基準達成率	100%	100%